

令和5年度 第1回三条市子ども未来委員会（書面開催）質問等と回答

番号	質問等	回答
1	<p>国の見直しの要否の基準として</p> <p>「(3) 要因分析(2)を踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について分析する必要がある。「量の見込み」は、手引き等に基づけば、①「推計児童数」、②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」により算出しているところ、乖離が生じている場合、例えば以下のような要因が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①「推計児童数」に関係する事項として、推計時に想定できなかった事情により、児童数自体が増大していること（例えば、大規模マンションの建設による就学前児童数の増加、出生数の増加など） ・②「潜在家庭類型」及び③「利用意向率」に関係する事項として、推計時の予想を超えて、教育・保育のニーズが高まっていること（例えば、専業主婦（主夫）世帯から共働き世帯への移行、幼稚園における預かり保育の活用により保育認定を受けられる保護者が幼稚園を利用するケースの増加、保育の必要性の認定事由の明確化や保育所整備の進捗等に伴う保育の利用意向の上昇など）」とあるが、三条市の場合ほどの要因によるのか。 <p style="text-align: right;">【掘委員】</p>	<p>分析結果として、まずは、全国的に報じられているとおり、想定以上に少子化が加速していることにより、乖離が生じたものと考えております。三条学園エリア、三条嵐南学園エリア及び三条おおじま学園エリアにおいては、住宅やアパート等の建設が進んでおり、ほぼ横ばいか微増となっておりますが、傾向として社会増減以上に自然増減による影響が大きいものと捉えております。</p> <p>これについては、婚姻数や出生数が減少するなど、新型コロナウイルス感染症の影響がなかったとは言えませんが、自然増減及び社会増減のいずれが要因であるか比較した場合においては、令和4年度の社会増減（転入2,032人、転出2,197人、差引△165人）に対し、明らかに自然増減（出生464人、死亡1,428人、差引△964人）の影響が大きいものと考えております。</p>
2	<p>（留意事項）に</p> <p>「・乖離の要因が推計児童数である場合には、社会増減（転入数－転出数）によるものか、自然増減（出生数－死亡数）によるものか等について分析する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推計児童数の算出に当たっては、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時における人口推計など自然増減・社会増減を考慮に入れて算出した既存のデータを活用することも考えられる。 ・乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかについて分析する必要がある。」とあるが、どのような分析結果が導き出されたのか。新型コロナウイルス感染症の影響 	

	<p>による一時的なものであるのか否か。</p> <p style="text-align: right;">【堀委員】</p>	
3	<p>4 (2) 病児・病後児保育事業の見直し後の量の見込みが1,400人、確保方策が1,900人と当初計画のそれぞれ1.4倍、1.9倍となっている。「第2期すまいる子ども・若者プラン」では、「現状でニーズ量をカバーできるため、引き続き事業を実施していきます。」と記載されています。大きく変更される要因は何ですか。前記、(3) 要因分析及び(留意事項)に則って説明していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【堀委員】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、病児・病後児保育の利用についても今後は令和元年度以前の実績程度まで回復するものと見込みました。また、県央基幹病院の開院に伴い、子育て世代の病院職員が数多く勤務する同病院やその地域において病児・病後児保育の需要が見込まれることから、病院内に併設される地域型保育施設内で新たに病児・病後児保育事業を実施することとしたものです。</p> <p>なお、病児・病後児保育事業の見直しに当たっては、国の見直しの要否の基準が適用されるものではありませんが、利用実績や利用者の利便性等も考慮し、この度見直しを行ったものです。</p>
4	<p>2号認定保育の一ノ木戸ポプラ学園エリアと3号認定の三条嵐南学園エリアととさかえ学園と2号、3号認定三条学園エリアの確保量の不足について、見込みの量以上の申し込みがあった場合の対応について。近隣エリアへの入園になるのか、エリア内での確保量超過の状態では保育にあたるのか知りたい。</p> <p>とくに三条嵐南学園エリアは確保量の不足が著しく、今後についての考えを知りたい。</p> <p style="text-align: right;">【野崎委員】</p>	<p>各地域において、量の見込み(入所児童数)が確保方策(施設の利用定員)を上回る場合は、定員の弾力運用による児童の受け入れや隣接する地域の保育所等での受け入れにより保育を実施してまいります。</p> <p>なお、現時点において、三条嵐南学園エリアを含め、新たな保育施設の設置等の予定はありませんので、確保方策については、今後の児童数等の見込みも踏まえ、次期すまいる子ども・若者プランの策定時に検討してまいります。</p>